

長い歳月と労力を費やして行われたキャンペーンと署名活動の末、1999年12月14日に新しい動物愛護法が成立しました。しかし、その内容は歓喜するに及ばないものに留まりました。活動に参加した者たちが切に望んでいた法案は自民党によって却下され、自民党の作成による内容の薄められたものに差し替えられました。基本的には1973年に制定されたいわゆる動管法に表面的な修正を加えたものに過ぎません。今回の活動に関わった私たちとしては、私たちの活動を代表するはずであった連絡会の代表が十分に論議を尽くさず、真の法改正を望んで署名に参加した大勢の人々を失望させることとなり、この結果が残念かつ挫折感のあるものであったと言わざるを得ません。アライブ（地球生物会議代表）で、法改正のために熱心な活動を続けてこられた野上ふさ子氏のコメントを以下に掲載致します。

法改正を求める全国の会員や支援者の皆さまの熱い願いがようやく1つの形となったことをご報告いたします。しかし、動物実験の問題等積み残しの項目も多く、多くの課題もまた残されたままとなっています。欧米諸国の法律と比較すれば、まだまだ余りに遅れているという感が否めません。私たちが出版している資料集で海外の動物保護に関する諸条例や動物虐待に対応する方法などを紹介しています。海外の法律と比較した場合、日本の法整備がいかに遅れているかがわかります。（上記の資料集はアライブ事務局より日本語で入手が可能です）

動物虐待の定義（特に動物の生理、習性に反した飼育方法）、違反業者に対する営業停止措置、動物の取扱や情報公開等に関する事柄等は、残念ながら積み残しとなり、法的拘束力のない委員会決議の中に、今後の検討課題として取り入れられました。さらに、今回、動物実験に関す

る規制が今回まったくなされなかったことは、非常に大きな課題を残しました。今回の改正点は次の通りです。

1. 名称

要 望 現行の「動物の保護及び管理に関する法律」の名称でよい

改正法 「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称

2. 動物の定義

要 望 動物は物ではなく人間と等しく心身の苦痛を感じる生命である

改正法 動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮

3. 保護動物の範囲

要 望 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類（所有者のない動物、野生動物も含む）

改正法 人間が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類（所有者のない動物、野生動物は含まれない）

4. 動物虐待の定義と罰則

要 望 遺棄・虐待の定義を6項目にわけ、最高で罰金30万円、懲役3年以下

改正法 殺傷は罰金100万円、懲役1年。給餌給水を行わず衰弱させる等、及び遺棄は30万円以下の罰金

5. 飼い主の権利と義務

要 望 飼い主は他者に迷惑をかける限り動物と平和に暮らす権利を有する

改正法 所有者は動物の感染症に関する知識を持つように努めること、動物が自己の所有であることを明らかにするよう努めること

6. 飼育禁止の措置

要 望 虐待を繰り返す等不適切飼育者に対する一定期間の飼育禁止

改正法 多頭飼育により周辺の生活環境を悪化させている場合に、必要な勧告

7. 動物取扱業の範囲

要 望 ブリーダー、ペットショップ、輸出入業、展示業、実験動物繁殖業、等

改正法 販売、保管、貸出、訓練、展示その他政令で定める業

8. 業動物取扱業の規制

要 望 許可制とし、1年毎の更新

改正法 届出制とし、届出ない場合、または虚偽の届出は罰金20万円以下、変更があった場合は再届出、国や自治体の規準の遵守義務がある。立入検査ができ、規準を遵守しない業者に改善勧告を出すことができる

9. 担当職員

要 望 調査指導員を設置する。立入調査、飼いや施設の改善の勧告、動物の一時保護を行うことができる

改正法 地方公共団体は条例により動物愛護担当職員をおくことができる。職員は獣医師等で専門的な知識を有するものとする

10. 民間の協力

要 望 民間に動物福祉相談員を設ける

改正法 動物愛護推進員を委嘱することができる。愛護推進員は犬ねこ等の愛護と適正な飼養、不妊去勢、譲渡等に関して助言できる

11. 国等による啓発普及活動

要 望 動物の習性と生態に関する理解を広め、動物の虐待を防止する啓発事業を行う

改正法 動物の愛護と適正な飼養について教育、広報を通じて普及啓発を図る

12. 動物実験

要 望 動物実験者及び施設の認定

制。半数が外部の各分野から選ばれる動物実験倫理委員会の設置。前記に関する情報公開。野生動物の実験使用禁止。犬猫の実験払い下げの禁止。

改正法 なし

13. 公布後1年以内の施行（付則）

14. 施行後5年を目途として、法の施行に関して検討し見直しをする（付則）

15. 2001年の省庁再編に伴い環境省へ移管する

法律が改正されたからといって、すぐに動物虐待や悪質飼育がなくなるわけではありません。この法律がどのように効果を発揮できるかどうかは、ひとえに私たち市民の力にかかっています。来年以降、法改正により都道府県が条例を制定したり改正することになりますので、地域での行政への働きかけがますます重要になってきます。

今後、この法律を十分に活用していくためには、動物達の苦しみに思いやりの心を持つ多くの人々の関心と関与が必要不可欠です。

幸い、5年後の見直し条項（第14条項）が入りましたので、積み残しの項目については今後重点的に実態の調査や情報の収集、勉強会を重ね、5年後の法改正に向けてさらに活動に取り組んでいきたいと思っています。

「動物保護法について考える」

- 日時：4月1日（土）午後1時～5時
- 場所：ドーンセンター5階大会議室（大阪府立女性総合センター）
- 交通：京阪天満橋から東に5分
- 講師：野上ふさ子（ALIVE、AVA-net代表）
エリザベス・オリバー（ARK代表）
- 主催：ALIVE大阪、ARK、関西動物友の会
- 連絡：永井多恵子（Tel. & Fax 072-893-7309）
- 会費：500円

内容：

1999年12月に「動物の保護および管理に関する法律」が大改正されました。この法改正によって、今後どのようにしたら動物を救えるか、またこの法の限界はどこにあるのか、法改正運動に携わってきた野上ふさ子さんが問題提起いたします。

また、動物保護の先進国イギリスを比較した場合はどうか、エリザベス・オリバーさんが、3月末に英国の視察から帰国されますので、最新のイギリスの動物保護事情についてもお話しさせていただきます。

あわせて、日本と英国の法整備の違いや共通の問題を考え、今後具体的に私達ができることについて話しあいます。動物保護に関心のある方は、ぜひご参加下さい。

Meeting to discuss how to enforce the new Animal Protection Law will be held on April 1st (Saturday) in Osaka. For details, please contact ARK office.